

# 交運労協 FAX ニュース NO. 21

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階 発行日 2012年4月11日

TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570 発行人 交運労協 関 政治  
交運労協URL <http://www.koun-itf.jp>

## [2012年度政策・制度要求交渉]

### 国土交通省、道路局及び航空局に要請！

#### 「震災復興項目」を含めて、要求の実現をめざす！

本日10時30分より国土交通省1階共用会議室において道路局関係の「2012年度政策・制度要求」を要請、13時30分より航空局に対して「同要求」について要請行動を行った。道路局側からは担当者11名が出席、航空局側からは20名が出席した。交運労協側は関政治事務局長をはじめ道路局に9名、航空局に20名が出席した。

要請行動の内容は道路局・航空局の各担当者から申し入れに対する回答を受け、その後、出席した各構成組織担当者から、説明内容等に関わる疑問点等を質し、再回答を受ける形で進めた。

#### [要請した要求内容]

##### 〈道路局関係〉

###### 【トラック関係】

- 事故危険箇所対策事業の促進について
- 高速道路料金の無料化、割引拡大、料金システムの簡素化について
- 集配車の荷捌きスペースの確保について
- 大型トラックの駐車スペースの確保について
- 重量計測装置の設置等について
- 保税運送車両の増大による幹線道路整備について
- 路上検査所(ウエイト・ステーション)の導入等について

###### 【港湾関係】

- 架橋対策について



**[ 国土交通省航空局 1F 会議室風景 ]**

■ アクセス道路について

**〈航空局関係〉**

■ 東日本大震災関係

- 空港ごとのレビュー
- 防災拠点としての重要性
- 今後の対策

■ 首都圏空港の整備

- 羽田空港について
- 成田空港と羽田空港のアクセスについて

○ 空域・管制について

■ 地方ネットワークのあり方について

- 離島航空路対策について
- 地方自治体や国による運航費補助等の仕組み作りについて。

■ 地方空港のあり方について

- 地方空港の活性化策について。
- 中部国際空港の戦略的利用拡大対策について。
- 関西国際空港の経営改善問題について。
- 神戸空港の活用策について。
- 伊丹空港のジェット機乗り入れ制限の緩和等について。

■ 航空安全・保安について

- 日本の空域の抜本の見直しと管制の国土交通省への一元化について。
- テロやハイジャック対策における国等の役割について。
- 「航空法(国交省管轄)」と「航空機製造事業法(経産省管轄)」の重複項目の整理について。
- 機内における使用電子機器の告示期間の見直しについて。
- 機内における携帯電話の使用に関する基地局設置について。

■ 燃油高騰に伴うサーチャージ制度について

■ 空港経営改革の基本方針の策定に向けて

■ 環境関連

- バイオジェット燃料の商用化に向けた開発について。

**【航空貨物関係】**

■ 成田空港の安全対策について

- 成田空港貨物地区の安全対策強化について。
- 貨物地区内の歩道の拡張と新設と地下道建設について。

○貨物地区構内交通ルールの徹底について。

■成田空港の地位向上にむけて

■成田空港ゲートの混雑緩和について

○南部地区のゲートにについて。

■羽田空港国際線の増便および定期貨物便の就航

※要請行動の報告については要求項目名のみを記載しました。回答内容は別途議事録を作成して報告します。要求内容については「交運労協ホームページ」の「政策・制度」欄に掲載していますので参考にして下さい。

[2012春闘速報]

## **引き続き、私鉄総連、JR連合加盟組合が妥結！**

2012 春季生活闘争関係は、引き続き、私鉄総連やJR連合の加盟組合が妥結している。以下、報告する。

### 妥結内容(妥結日、金額等)！

**[私鉄総連]** (4月10日現在)

■群馬バス(3/29 妥結) 賃上げ:0円。一時金:継続協議。

■有田鉄道(4/4 妥結) 賃上げ:賃上げゼロ。一時金:2.0ヵ月。

■ジャストライン(4/10 妥結) 賃上げ:定期昇給の実施(特別加算金を含む)。一時金:夏は1.4+1.4+期末。

■日の丸ハイヤー(4/3 妥結) 賃上げ:B賃。一時金:B賃。

■つばめタクシー(4/10 妥結) 賃上げ:B賃。一時金:B賃。

〈闘争参加組合 226 組合中 198 組合が解決(2012.4.10 付)〉

**[JR連合]** (4月10日現在)

■ジェイアール四国メンテナンス労組(4/9妥結) 賃上げ:社員、嘱託社員の基準内賃金の賃金改定率分を月額0.68%(900円)とする。日額者については、日額の賃金改定率0.68%(40円)とする。定期昇給:社員は(平成24年4月1日で満60歳以上の社員及び指定検修社員を除く)の基準内賃金の定期昇給額月額900円とする。日額者については、日額昇給額を40円とする。

以上